

平成 30 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 明 電 舎  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 浜 崎 祐 司  
(コード：6508 東証第一部、  
名証第一部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 古 川 和 彦  
(TEL. 03-6420-8100)

### 当社に対する仲裁の申立に関するお知らせ

当社は、以下の通りシンガポール国際仲裁センター（SIAC）における仲裁の申立を受けましたので、お知らせいたします。

#### 1. 仲裁申立の概要及び経緯

当社がインドの Prime Meiden Limited（以下 PML 社）及びその株主との間で、2016 年 6 月 1 日に締結した株式買取及び株主間契約（以下契約書）に関し、当社に契約違反等があったとして賠償等を請求する仲裁申立が、2018 年 1 月 31 日付で SIAC の仲裁廷に受理されました。

(参考)

当社は 2014 年 3 月にインドの電力用変圧器製造販売会社である Prime Electric Limited（現 PML 社）に出資し、2016 年 6 月に株式を追加取得し子会社化しました。

社名： Prime Meiden Limited

本社所在地：ハリヤナ州グルガオン

従業員数： 396 人

設立： 2008 年

事業内容： 電力用変圧器製造販売および変電プロジェクト施工

#### 2. 仲裁を申し立てた者の概要

(1)	名 称	PCI Limited（以下 PCI 社）ほか 6 名の PML 社株主
(2)	P C I 社 所 在 地	Prime Group Building, 11/5B, Pusa Road, New Delhi - 110 005, India
(3)	P C I 社 代 表 者 氏 名	Mr. Surinder Mehta

※PCI 社…PML 社の元親会社

3. 仲裁申立の内容及び損害賠償額

先方は、当社が PML 社の会社価値を毀損し、その結果、株主に損害を与えた等として、12,597,000,000 インドルピー（約 223 億円）の金銭を要求しております。

（参考 1 インドルピー 約 1.72 円）

4. 今後の対応

本申立の内容は契約書に則っておらず不適切かつ事実無根であり、当社としては契約書に則り、事実関係や法的根拠を説明することにより、早期の仲裁申立却下に向け真摯に対応して参ります。

なお、現段階において本仲裁が、当社の業績に与える影響等はないものと考えております。今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上